

太秦地区 バリアフリー 移動等円滑化基本構想 「概要版」



平成25(2013)年3月
京 都 市



京都市長

門川 大作

京都市では、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けて、駅及び周辺道路等のバリアフリー化を重点的、一体的に推進するため、「太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定しました。

今後は、この基本構想をもとに、公共交通事業者や関係行政機関と連携して、多くの皆様の永年にわたる切実な御要望である JR 太秦駅へのエレベーターの設置や多機能トイレの改善、さらには駅周辺道路の段差解消などを着実に推進してまいります。

平成 25 年 3 月

●太秦地区におけるバリアフリー化の流れ

重点整備地区の区域の設定

重点整備地区※1の区域の設定の考え方

1

太秦駅及びその周辺に立地し、多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設（生活関連施設）を抽出します。

2

「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を図るべき道路（生活関連経路）を設定します。

3

「生活関連施設」や「生活関連経路」を含む区域を「重点整備地区」として設定します。

太秦地区における重点整備地区の区域の設定

1 生活関連施設の抽出

次の施設を太秦地区における「生活関連施設」として抽出しました。

区 分	名 称	摘 要
旅 客 施 設	太秦駅（JR西日本）	●1日の平均利用者数が3,000人以上である旅客施設（特定旅客施設）
医 療 施 設	太秦病院，河端病院（移転予定地）	●多くの高齢者や障害のある方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設
商 業 施 設	スーパーマツモト新丸太町店 ランデンプラザ帷子	
観光・文化施設	東映太秦映画村	

2 生活関連経路の設定 [2ページ参照]

太秦地区の「生活関連経路」として10路線を設定しました。

また、「生活関連経路」との連続性を確保し、一体的にバリアフリー化を図る必要がある道路を「その他経路」として3路線を設定しました。

3 重点整備地区の区域の設定 [2ページ参照]

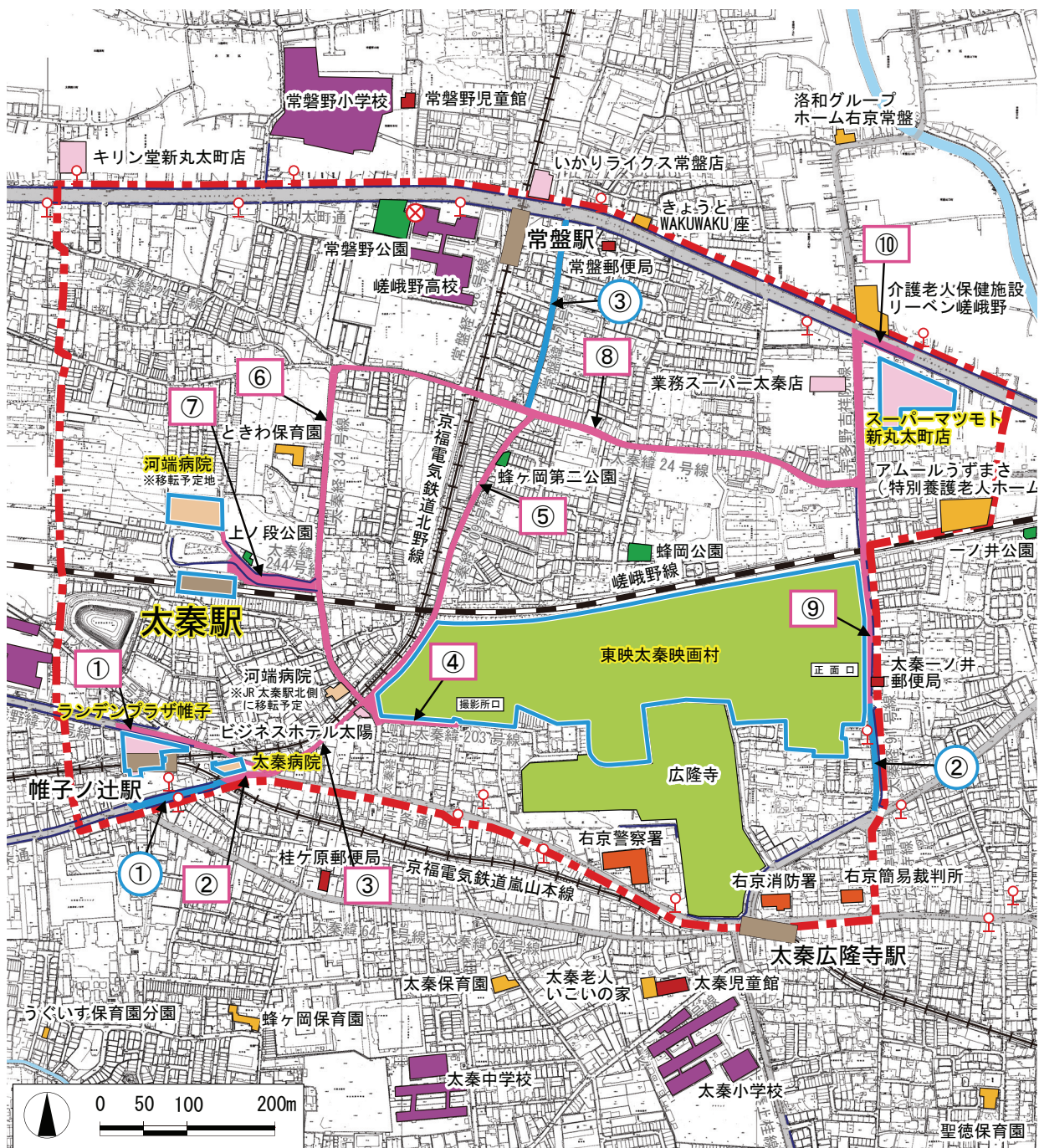
上記 1 の生活関連施設と 2 の生活関連経路を含む区域を太秦地区の「重点整備地区」として設定しました。

バリアフリー化の概要

4 バリアフリー化の概要 [3～5ページ参照]

公共交通事業者，道路管理者，公安委員会などが太秦地区において実施するバリアフリー化整備の概要や目標年次，ソフト対策の推進等について定めました。

●重点整備地区の区域



※黄色文字は生活関連施設

生活関連経路①⑦⑩

段差・勾配の改善

生活関連経路②③④⑤⑥⑧

歩行空間の明確化

生活関連経路⑨

道路拡幅に伴う歩道設置

その他経路①

段差・勾配の改善

その他経路②

道路拡幅に伴う歩道設置

その他経路③

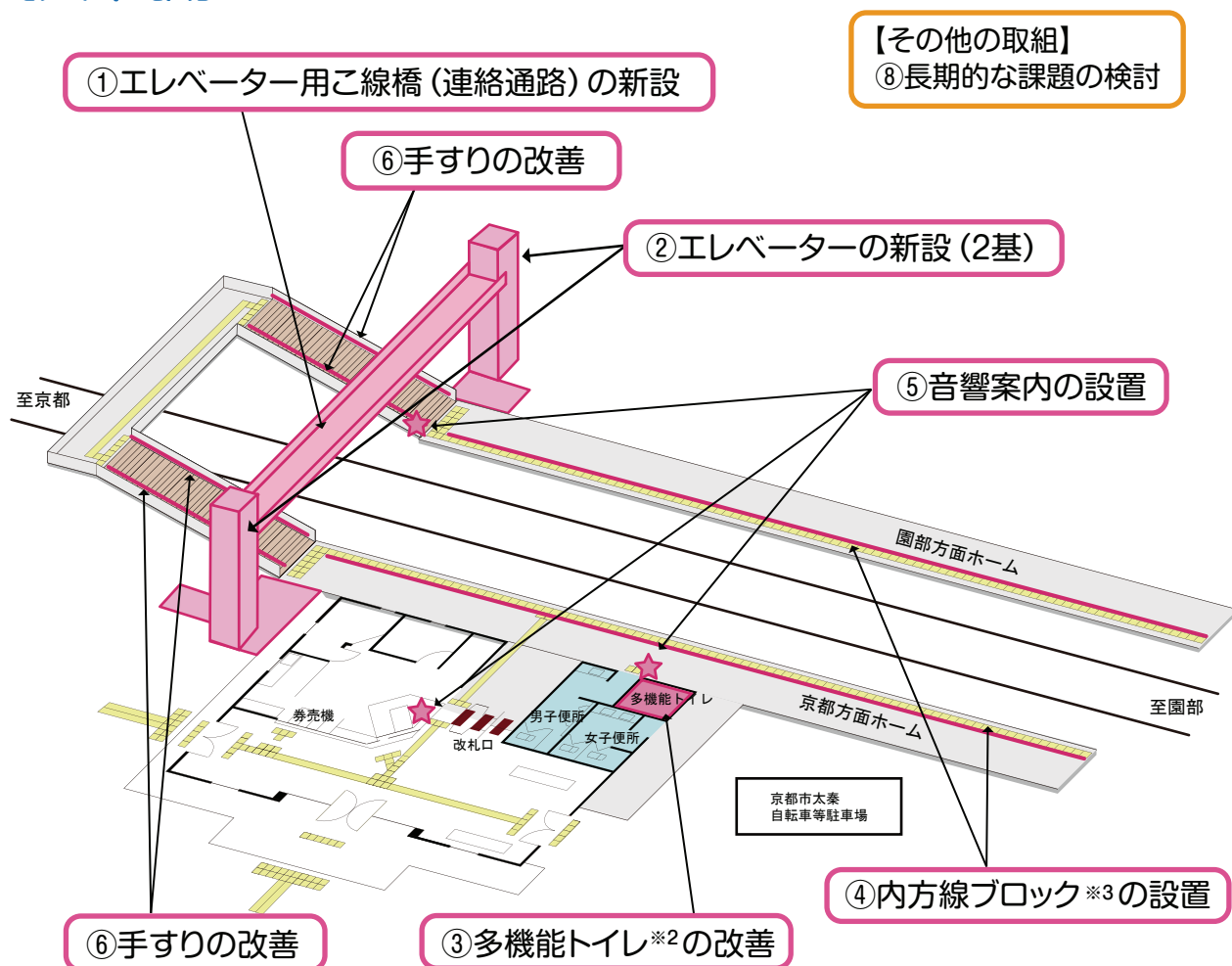
歩行空間の明確化

凡 例

旅客施設 (鉄道・軌道)	教育施設	商業施設	重点整備地区
官公庁施設	観光・文化施設	交番	生活関連施設
福祉施設	都市公園	バス停	生活関連経路
医療施設	公益サービス施設	歩道	その他経路

●旅客施設のバリアフリー化の概要

[太秦駅]



公共交通事業者（鉄道事業者等）は、基本構想に基づき、駅等のバリアフリー化を行います。

	事業内容	旅客施設名	事業主体	目標年次（年度）									
				H	25	26	27	28	29	30	31	32	～
公共交通 特定事業 ※4	①エレベーター用こ線橋の新設 ②エレベーターの新設（2基）	太秦駅	JR西日本	➡									
	③多機能トイレの改善			➡									
	④内方線ブロックの設置			➡									
	⑤音響案内の設置			➡									
	⑥手すりの改善			➡									
その他の 取組 ※5	⑦段差の解消（スロープの設置）	常盤駅	京福電気鉄道	➡									
	⑧長期的な課題の検討	太秦地区内の 旅客施設	JR西日本 京福電気鉄道	➡									

※公共交通特定事業の実施に当たっては、国、京都府、京都市が協調して必要な助成を行います。

●道路のバリアフリー化の概要

道路管理者は、基本構想に基づき、道路のバリアフリー化を行います。

	経 路	路 線 名	事 業 内 容	目 標 年 次 (年度)
				H25 26 27 28 29 30 31 32 ~
道路特定事業 ※6	生活関連経路①	一般市道 太秦緯34号線 一般市道 嵯峨野緯70号線	段差・勾配の改善	
	生活関連経路②	一般府道 二条停車場嵐山線 (三条通)	歩行空間の明確化	
	生活関連経路③	一般市道 太秦経109号線		
	生活関連経路④	一般市道 太秦緯203号線 一般市道 太秦経126号線		
	生活関連経路⑤	一般市道 太秦経109号線		
	生活関連経路⑥	一般市道 太秦経134号線		
	生活関連経路⑦	一般市道 太秦緯244号線	段差・勾配の改善	
	生活関連経路⑧	一般市道 太秦緯24号線	歩行空間の明確化	
	生活関連経路⑩	主要市道 鹿ヶ谷嵐山線 (丸太町通 [南側歩道])	段差・勾配の改善	
	その他経路①	一般府道 二条停車場嵐山線 (三条通)		
	その他経路③	一般市道 常盤緯72号線	歩行空間の明確化	
その他の取組	生活関連経路⑨	主要市道 宇多野吉祥院線 一般市道 太秦経91号線	都市計画道路 梅津太秦線整備事業	
	その他経路②	一般市道 太秦経91号線		
	—	生活関連経路及び その他経路以外の道路	他の事業や維持管理 の中で可能な限りバ リアフリー化	

●交通安全施設などのバリアフリー化の概要

京都府公安委員会は、今後、基本構想に基づき、交通安全特定事業※7を実施するための計画（交通安全特定事業計画）を策定し、実施します。

●その他のバリアフリー化の取組に関する概要

路外駐車場のバリアフリー化

路外駐車場管理者は、駐車場法等に基づき路外駐車場を設置するときは、「路外駐車場移動等円滑化基準」、「京都府福祉のまちづくり条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、バリアフリー化を図ります。

都市公園のバリアフリー化

公園管理者は、「重点整備地区」内の都市公園において、維持管理などを行う中で設備の改善を図るなど、長期的な取組としてバリアフリー化を図ります。

建築物のバリアフリー化

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法」や「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。

また、京都市は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」の考え方に沿った基準を満たした建築物を顕彰します。

●「みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づくソフト対策の推進

「心のバリアフリー」の推進

高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動できるようにするためには、施設の整備(ハード面)だけでなく、ソフト面での対策が必要です。高齢者や障害のある方などに対する市民の理解を深め、積極的な手助けが行えるよう、公共交通事業者、行政機関などが連携し、広報啓発や教育・研修等を展開するなど、心のバリアフリーを推進します。

「情報バリアフリー」の推進

公共交通を利用する際の移動に関する情報は、日常生活の利便性の向上、豊かな生活や活力ある地域社会の実現に大きく寄与しており、また、非常時の安全の確保の視点からも、欠かすことができないものであることから、情報の発信に当たっては、次の点に配慮します。

- ① 情報の発信者は、必要な情報を、年齢、心身の状況や言語の違い等に関係なく入手できるよう、複数の手段により、分かりやすく発信するよう努めます。
- ② 情報を一方的に発信するだけでなく、様々な人からの意見や提案を、施策や事業に反映させるなどの双方向性を踏まえて進めます。

●バリアフリー化事業の完了までの流れ

太秦地区バリアフリー
移動等円滑化基本構想策定連絡会議
(H24.7.26設置)

第1回連絡会議
分科会(現地踏査) (H24.7.26)

第2回連絡会議 (H24.10.5)

第3回連絡会議 (H24.11.12)

市民意見募集(パブリックコメント)
(H24.11.26~12.25)

第4回連絡会議 (H25.2.18)

移動等円滑化基本構想策定
(H25.3)

※特定事業以外の事業についても、可能な限り平成32年度までに完了するよう努めるとともに、平成33年度以降を含めた長期的な取組も進めていきます。

※全市的なバリアフリー化事業の進ちょく状況に関する情報を収集するとともに、ホームページなどを順次更新し、情報を発信します。

特定事業計画の方針の検討

H25年度以降

連絡会議

特定事業計画の作成

- ⇒バリアフリー化に関する計画
- 公共交通特定事業計画(公共交通事業者)
- 道路特定事業計画(道路管理者)
- 交通安全特定事業計画(公安委員会)

事業着手

⇒バリアフリー化の工事等の実施

事業完了

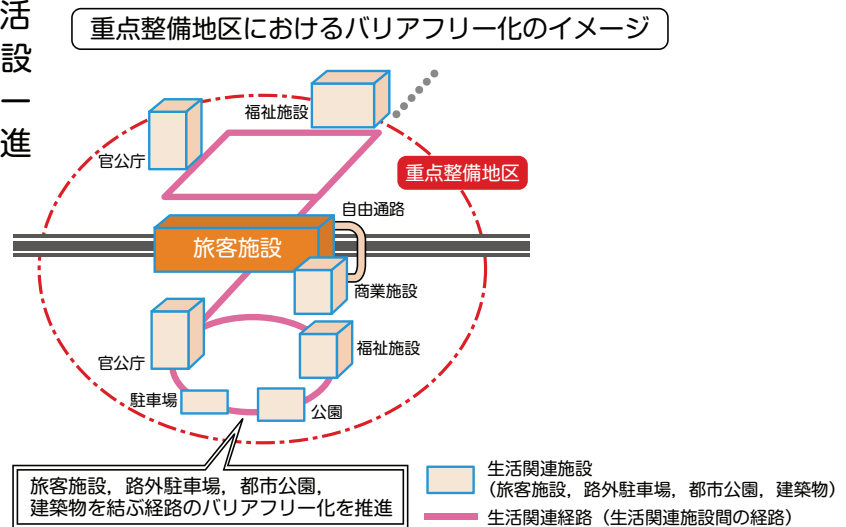
目標年次：平成32年度

その他の取組

- 道路の改修や維持管理等における道路環境の改善
- ソフト対策の推進による長期的な取組 など

※1 重点整備地区

「生活関連施設」及び「生活関連経路」を含み、旅客施設及び周辺道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区です。



※2 多機能トイレ

車いすで利用できる広さがあり、手すり、オストメイト対応設備、おむつ交換シート及びベビーチェア等を備えており、高齢者や障害のある方、子ども連れの方等、多様な方が利用できるトイレのことです。

※3 内方線ブロック

ホームからの転落防止のために設置する1本の線状突起があるブロックのことで、視覚障害のある方が、どちら側がホームの内側なのか、足で判断できるようにしたものです。



※4 公共交通特定事業

公共交通事業者(鉄道事業者等)が、エレベーターの整備等により、「重点整備地区」内の旅客施設や車両のバリアフリー化に向けて実施する事業です。

※5 その他の取組

「重点整備地区」内において実施される他の事業やソフト施策等の取組です。

※6 道路特定事業

道路管理者が、歩道の段差や勾配の改善等により、「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化に向けて実施する事業です。

※7 交通安全特定事業

公安委員会が、信号機への視覚障害者用付加装置の整備や違法駐車取締りの実施等により、「重点整備地区」内のバリアフリー化に向けて実施する事業です。



【表紙について】

表紙のデザインは、市民がお互いを理解し、助け合う「心のバリアフリー」を推進するため、「心」の文字をデザイン化したものです。

発行：京都市都市計画局歩くまち京都推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3483 FAX 075-213-1064

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/51-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



歩くまち 京都

検索